

令和7年度建設工事競争入札参加資格審査 技術等評価項目の審査基準

評 価 項 目	点 数
<p>1 完成した市営建設工事及び市上下水道局建設工事の種類ごとの工事成績</p> <p>(1) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに、完了検査を実施したもので請負金額（税込）が130万円以上の工事を対象とする。</p> <p>(2) 工事の請負金額は、変更分を含めた最終金額とする。</p> <p>(3) 特定共同企業体施工に係る工事成績評定点は、各構成員も同一の成績評定点とみなす。請負金額は出資割合を乗じた額とする。</p> <p>(4) 年度毎に請負金額と工事成績評定点の積を合計した値を請負金額の合計の値で除し、5か年度分の評定点を求め、それらの合計値を請負実績がある年度の数で除し、小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入し、整数止めをした点数を成績評定点とする。</p> <p>各年度の評定点＝</p> $\left[ \frac{(A \text{ 工事の請負金額} \times \text{評定点}) + (B \text{ 工事の請負金額} \times \text{評定点}) \cdots}{A \text{ 工事の請負金額} + B \text{ 工事の請負金額} \cdots} - 65 \right] \times 2$ <p>(注1)「65」： 工事成績評定点の基準点数  (注2)「2」： 技術評価点数のウエイト(係数)</p>	<p>+70～-156</p>
<p>2 競争入札参加資格の停止の状況</p> <p>(1) 令和5年度及び令和6年度を対象期間とする。(最大24月)</p> <p>(2) 通算の月数(2回以上の場合は、重複していない月数)とする。</p> <p>(3) 通算の月数に1月に満たない日数が生じた場合は、16日以上の場合は1月とし、15日以下の場合は0月とする。</p> <p>(4) 開始月又は終了月等に1月に満たない日数が生じた場合は、その合計日数を31日で1月として算出し、16日以上の場合は1月とし、15日以下の場合は0月とする。</p> <p>(5) 対象期間において、1事案で1月に満たない日数の場合は、1月とする。</p>	<p>月数×-10</p>
<p>3 盛岡市優良建設工事表彰（盛岡市優良下請業者表彰を含む。）受賞の実績</p> <p>令和6年度又は令和7年度において、盛岡市優良建設工事表彰（盛岡市優良下請業者表彰を含む。）受賞の実績を有する場合は評価する。</p>	<p>1件につき +20 (上限+40)</p>
<p>4 資格取得の取組</p> <p>次に掲げる者を、令和6年4月1日～令和7年9月30日までの間に監理技術者又は主任技術者になりうる資格を新たに取得した職員がいる場合又は資格を有している者を新たに常時雇用した場合は評価する。なお、工種は問わない。</p>	<p>1人につき +15 (上限+45)</p>

技術等評価項目の審査基準（つづき）

評 価 項 目	点 数
<p>5 道路の除排雪業務活動の状況</p> <p>令和5年度又は令和6年度において、次に掲げる実績を有する場合は評価する。ただし、重複加点は行わない。</p> <p>(1) 盛岡市管理道路（農道及び林道含む）の除排雪業務（融雪剤散布を含む。）の受注実績。</p> <p>(2) 国、県、市町村道（盛岡市管理道路を除く）等の除排雪業務（融雪剤散布を含む。）の受注実績。ただし、資格者区分「乙」の者にあつては、盛岡市内の業務に限る。</p> <p>(3) 盛岡市管理道路の除排雪業務（融雪剤散布を含む。）の奉仕活動実績</p>	<p>(1) +70 (2) +20 (3) +20 ( (1)(2)(3) いずれかで重複加点はなし 上限+70)</p>
<p>6 地域貢献活動等の状況</p>	
<p>(1) 盛岡市消防団員の常時雇用状況</p> <p>令和7年9月30日現在において、盛岡市消防団の団員に任命されている者を常時雇用している場合は評価する。</p>	<p>1人につき +10 (上限+40)</p>
<p>(2) 保護観察対象者等の雇用に係る就労支援状況</p> <p>令和7年9月30日現在において、保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主として登録している場合は評価する。</p>	<p>+10</p>
<p>(3) 子育て支援状況等</p> <p>令和7年9月30日現在において、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法による一般事業主行動計画を策定している場合は評価する。</p>	<p>+10</p>
<p>7 災害対応活動の状況</p> <p>次に掲げる実績を有する場合は評価する。</p> <p>(1) 令和7年9月30日現在において、市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している場合又は市上下水道局と「災害応急復旧工事等に関する協定」を締結している場合は、20点評価する。</p> <p>(2) 令和5年度又は令和6年度において、市又は市上下水道局が発注した次のいずれかの受注実績（下請を含む。）がある場合は、40点評価する。</p> <p>ア 災害復旧関係の工事等</p> <p>イ 公共土木施設又は建築物に係る緊急修繕業務</p>	<p>(1) +20 (2) +40 (上限+60)</p>